資料１

# 2001年ILO第89回総会 「協同組合の促進」 結論案

翻訳　菅野正純（日本労協連・協同総研）

## A.　原本の形式

1.　国際労働総会は、協同組合の促進に関して、普遍的な性格の原本を採択すべきである。

2.　原本は、勧告の形式をとるべきである。

## B.　前文

3.（1）原本は、ILOの関連文書に関する前文を包含し、そこには以下のものが含まれるべきである。「労働における根本原則と権利に関する1998年宣言」「結社の自由と団結権1948年条約」「団結権と団体交渉権1949年条約」「差別（雇用および職業）1958年条約」「社会保障（最低基準）1952年条約」「雇用政策1964年条約」「雇用政策（補足規定）1984年勧告」「農村労働者組織1975年条約および勧告」「人的資源開発1975年条約および勧告」ならびに「中小企業における就労創出1998年勧告」

（2）前文は、グローバル化が、協同組合に対して新しい多様な圧力と難問、および機会をつくりだしたことを認めるべきである。

（3）前文は、「フィラデルフィア宣言」が、労働は商品ではないことを明確に認めていることを想起させるべきである。

（4）前文は、どこであれ働く労働者のために尊厳ある労働を実現することが、ILOの第一義的目的であることを想起させるべきである。

## C.　範囲、定義および目的

4.　原本は、あらゆる種類と形態の協同組合に適用されるべきである。

5. 原本は、「協同組合」を次のように定義すべきである。すなわち、経済的、社会的及び文化的な必要、ならびに願いを満たすために、自発的に結びついた、人びとの自治的な結合体であり、共同所有の企業の形成と、必要な資本への公正な貢献、リスクと利益の公平な共有の承認、ならびに組織の民主的運営への積極的参加を通して、それらの必要と願いを実現するものである、と。

6. 原本は、以下にもとづく協同組合のアイデンティティの促進と強化を奨励すべきである。

（a）協同組合の価値。すなわち、自助、自己責任、民主主義、平等、公正ならびに連帯。

（b）国際的に認められた協同組合の原則。すなわち、自発的で開かれた組合員制、組合員による民主的管理、組合員の経済的参加、自治と独立、教育・研修と情報、協同組合間協同、ならびにコミュニティへの関与。

7. 加盟国は、すべての国において、協同組合の発展水準にかかわりなく、その潜在力を促進する措置を採り、組合員の以下の活動を支援すべきである。

（a）所得を産み出す活動ならびに持続可能な尊厳ある雇用を創出し発展させること

（b）教育と研修を通じて、人的資源としての能力、及び協同組合運動の価値についての知識を発展させること

（c）市場及び制度金融を利用できること

（d）貯蓄と投資を拡大すること

（e）あらゆる形態の差別を根絶する必要を考慮に入れて、社会的・経済的な福祉を向上させること。

8. 原本は、連帯を精神とする企業および組織として、協同組合が次のことができるよう、次の特別措置の採用を奨励すべきである。すなわち、不利な立場にある集団を含めて、社会的な統合を達成するという、社会の必要に応えることである。

## D. 政策の枠組と加盟国の役割

9. 協同組合に関する加盟国の役割は、協同組合の本性と機能に合致した支援政策と法的枠組を提供することであり、またその役割は、6項に掲げた協同組合の価値と原則に

導かれた以下のようなものであるべきである。

(a)できるかぎり迅速で簡素かつ効率的な形で、協同組合の登録ができることを目的とした制度的枠組の確立

(b)協同組合の性格と機能にふさわしい条件によって協同組合を監督する規制手続の措置を備えること。この手続きは、協同組合の自律性を尊重するとともに、他の形態の企業や社会組織に与えられているものより不利なものであってはならない。

(c)協同組合の組合員の必要に応じた協同組合機構を促進する、政策と法的枠組を確立すること

(d)協同組合が果たすべき重要な役割を有する分野や、協同組合でなければ提供できないサービスを供給する分野を含めて、協同組合の発展を奨励すること。

10.(1) 加盟国は、6項に掲げた価値と原則に従う協同組合の促進を、一国の、かつ国際的な経済・社会発展の目的の一つと見なすべきである。

(2)加盟国は、他の形態の企業や社会組織に与えられている条件よりも不利でない条件で、協同組合を処遇しなければならない。適切な場合には、支援措置が次のために導入されるべきである。すなわち、雇用促進のような特別の社会的・公共的政策の成果を実現する協同組合の活動、あるいは、不利な立場にある集団ないし地域に便益を与える活動を発展させるためである。それらの措置には、とりわけ、またできるかぎり、税制上の便益、貸付、補助金、公共事業計画へのアクセス、ならびに特別の調達（買い上げ）措置を含むことができる。

(3) 加盟国は、協同組合のあらゆるレベルの活動に、女性の参加が拡大するよう、特別の配慮を払うべきである。

11.(1) 加盟国の政策は、とりわけ次のことをなすべきである。

(a) ILOの中核的労働基準および「労働における根本原理と権利に関する声明」を協同組合におけるすべての労働者に対して、いかなる差別もなく促進し、また、協同組合が、労働法に従わない目的で設立されたり、従わないように仕向けられることや、偽装的な雇用関係を実施するために用いられないよう、保証すること。

（b）協同組合とその仕事においてジェンダーの平等を促進すること

（c）組合員、労働者および経営者の、技術的・職業的技能や、起業家的・経営者的能力、事業潜在力についての知識、ならびに一般的な経済政策や社会政策の技能を開発し、情報およびコミュニケーション技術を向上させること

（d）国民教育と訓練制度の適切なあらゆるレベルで、また、より広い社会において、協同組合の原則と実践についての教育と訓練を促進すること

（e）職場における安全衛生に備え、また、研修その他の形態の支援を備えて協同組合の生産性の水準およびその生産する財とサービスの質を向上する、措置の採用を促進すること

（f）協同組合向けの与信を容易にすること

（g）協同組合の市場への参入を容易にすること

（h）協同組合に関する情報の普及を促進すること

（i）開発政策の策定と実施の観点から、協同組合に関する国民統計の改善に努めること

（2）以上の政策は、以下のことを行うべきである。

（a）適切な場合には、協同組合に関する政策や規制の策定と実施を、広域（州）ないし地域レベルに分権化すること
（b）協同組合に関する法的責任を、登録や財務監査および社会的監査、ならびに免許の取得などにおいて規定すること

（c）協同組合におけるコーポレート・ガバナンスに関する優良な実践を促進すること

12.　加盟国は、しばしば周辺的な、生存ぎりぎりの活動（時に「インフォーマル・セクター」として言及される）を、法的に保護され、経済生活の主流に完全に統合された仕事に転換する上で、協同組合の果たす重要な役割を促進すべきである。

## E.　協同組合促進のための政策の実施

13.（1）加盟国は、6項に掲げた協同組合の価値と原則に導かれた、協同組合に関する特別の

法律を採用し、適切な場合にその法律を改定すべきである。

（2）加盟国は、協同組合に関する法制の整備と改定において、協同組合組織、ならびに利害関係を有する使用者団体および労働団体と協議すべきである。

14.（1）協同組合は、事業体としての活力、ならびに雇用と所得を創出する能力を強化するために、支援サービスを受けられるべきである。

（2）それらのサービスには、可能な場合、以下のものが含まれるべきである

（a）人的資源開発プログラム

（b）研究および経営相談サービス

（c）資金と投資へのアクセス

（d）会計および監査サービス

（e）経営情報サービス

（f）情報および広報サービス

（g）技術と革新に関する相談サービス

（h）法律・税務サービス

（i）特別の経済部門で働く協同組合を支援する、その他のサービス

（3）加盟国は、投資資金および信用への協同組合のアクセスを容易にすることを促進すべきである。協同組合とその組織は、それらのサービスの組織と運営への参加、および、可能かつ適切な場合には常に、それらのサービスへの資金拠出を奨励されるべきである。

15.　加盟国は、特別の措置をとって、投資資金と信用への協同組合のアクセスを容易にすべきである。特別の措置は、以下のことを行うべきである。

（a）信用その他の融資サービスが提供できるようにすること

（b）行政手続きを簡素化して、協同組合資産の低水準を補完し、借り入れの取引コストを

低減すること

（c）貯蓄、信用、銀行および保険の協同組合が含めて、協同組合向けの自律的な金融システムを容易にすること。

（d）不利な立場にある集団に向けた特別な措置を含むこと

16. 協同組合運動の促進のために、加盟国は、あらゆる形態の協同組合同士の、技術的・商業的ならびに資金的連携の発展を有利にする条件を奨励し、経験の交流、およびリスクと便益の共有を容易にすべきである。

**F. 使用者団体、労働者団体および協同組合組織の役割、ならびにそれらの関係**

17. 使用者団体は、適切な場合には、加入を希望する協同組合に会員権を拡張し、他の会員に対するのと同様な内容と条件で、適切な支援サービスを提供すべきである

18. 労働者団体は、次のことを奨励されるべきである

（a）協同組合の労働者が労働者団体に加入するよう、助言し援助すること

（b）その構成員が基礎的な財やサービスへのアクセスを容易にすることを特別の目的として、協同組合を設立するよう、援助すること

（c）全国レベル・地域レベルの委員会および作業グループに参加し、協同組合に影響のある経済・社会問題を検討すること

（d）企業閉鎖が提案された場合を含めて、雇用の創出と維持の観点から新たな協同組合の設立に参加すること。

（e）生産性の向上と機会の均等を促進することを目的とした、協同組合向けプログラムに参加すること

（f）協同組合促進のための、その他のあらゆる活動を遂行すること。教育と研修を含む。

19. 協同組合組織、とりわけ連合会や協議会は、以下のことを奨励されるべきである

（a）協同組合発展に有利な状況をつくりだす観点から、使用者団体や労働者団体、ならび

に関連する政府および非政府機関との活発な関係を確立すること

(b) 自前の技術的支援サービスを運営し、資金を拠出すること

(c) 加盟協同組合に対して、商業的・資金的なサービスを提供すること

(d) 従業員の人的資源の開発に投資すること

(e) 国際的なレベルにおいて、一国の協同組合運動を代表すること

(f) 協同組合促進のための、その他のあらゆる活動を遂行すること

## G. 国際協力

20. 加盟国は、適切な措置をとり、以下のような活動を通じて国際協力を促進すべきである。

(a)協同組合員にとって雇用創出と所得形成において効果的であることが証明された政策や計画に関する情報を交流すること

(b)全国団体と国際団体、ならびに協同組合開発に従事する施設との間の連携を奨励し促進して、以下のことを可能にすること

(i) 人事と理念、教育ないし研修の資料、方法論や参考資料の交換

(ii) 協同組合とその開発に関する研究資料、その他のデータの編集と利用

(iii) 協同組合同士の同盟と国際的なパートナーシップの確立

(iv) 協同組合の価値と原則の促進と擁護

(c) 全国的・国際的なデータへの協同組合のアクセス。具体的には、市場情報や法制、研修方法や専門技能、技術および製品基準など

(d) 可能な場合はどこでも、また、利害関係を有する協同組合、使用者団体、労働者団体と協議して、協同組合に関するリージョン共通の指針や法制を開発すること